

保険薬局への無料低額診療事業に関する意見書

我が国は、国民皆保険制度にもかかわらず、経済的な理由で十分な医療を享受できない方が増えています。特に近年は、新型コロナの影響で収入減少や失業などに見舞われて医療費が払えなくなったり、また保険料が払えず無保険状態に陥るなど「病院に通いたくても通えない」方々がいます。

無料低額診療事業はそのような方々を救済する制度として社会福祉法第2条第3項に定められ、現在多くの方がこの制度を利用して医療機関の診療を受けています。

しかし、医薬分業が一般的となっているにもかかわらず、保険薬局は無料低額診療事業の対象となっていないため、無料低額診療の医療を受けた患者に院外処方箋が発行された場合、調剤薬局で受け取るお薬代については自己負担が発生することになります。その為、薬を手に入れられず無料低額診療事業が有名無実になっている事例があります。

無料低額診療を受けられた方が診察から薬まで安心して治療が受けられるように、国に対して以下のことを求めます。

記

1. 院外処方箋を受け付ける保険薬局も、無料低額診療事業の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月8日

大和高田市議会